羽曳野市道路位置指定基準

(目的)

第1 この基準は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 42 条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定に関して、その具体的な基準を定めることにより、本市における良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(道路の配置及び設計の原則)

第2 位置の指定を受けようとする道路(以下「指定道路」という。)は、周辺の土地 利用状況等を勘案し、関係法令及び羽曳野市開発指導要綱に定めるもののほか、この 基準に定めるところによるものとする。

(接続道路)

第3 指定道路は、その両端を他の道路に接続しなければならないものとする。ただし、 幅員が1.8m未満の道路については、本市の道路計画等において拡幅の予定のある ものなどに限り他の道路とみなすことができるものとする。

(袋路状道路)

- 第4 指定道路が、次の各号のいずれかに該当する場合又はこれらに準ずる場合は、第 3の規定にかかわらず、袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。 以下同じ。) とすることができるものとする。
 - (1) 一端が他の道路に接し、他の一端が公園、広場又は河川敷堤防等将来にわたり 避難及び通行の安全上支障をきたすおそれのないものに接続し、かつ、自動車の 通り抜けができない場合にあっては、次号に掲げる延長及び幅員に対応した自動 車の転回広場が設けられている場合。
 - (2) 一端が他の道路に接し、他の一端ががけ地、川、水路、既存建築物等別途考慮 しなければ将来にわたり避難及び通行の安全上支障をきたすもので、次の(ア) から(オ)までのいずれかに該当する場合。
 - (ア) 指定道路の延長(指定道路が既存の幅員 6.0 m未満の袋路状道路に接続する場合は、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含むものとする。以下(イ)から(オ)までにおいて同じ。ただし、(ウ)から(オ)までに該当する指定道路の延長(転回広場に関する規定の場合を除く。)については、既存の袋路状道路が地方公共団体の管理する道路等で幅員が4m以上

である場合は、含めないものとする。)が35m以下のもの。

- (イ) 指定道路の延長が50m以下のもので、幅員が6.7m以上のもの。
- (ウ) 指定道路の延長が70m以下のもので、終端及び区間35m以内ごとに半径6.35m以上の自動車の転回広場若しくはT字型道路(いずれも幅員5m以上。以下同じ。)を設けたもの。
- (エ) 指定道路の延長が100m以下のもので、幅員6.7m以上あり、かつ、中間地点(50m前後の場所)に十字型又はT字型道路を設けたもの。
- (オ) 一端がロ字型(ロ字型に類する型を含む。以下この基準において同じ。)となっている道路で、他の道路からロ字型の道路に至るまでの道路(以下「当該道路」という。)の幅員が5m以上のもの。ただし、当該道路の幅員が5m以上6.7m未満の場合にあっては、その延長を35m以下とし、ロ字部分の1辺の延長は35m以下とし、当該道路の幅員が6.7m以上の場合にあっては、当該区間が70mを超えたときは50m以内ごとに十字型又は丁字型道路を設けたもの。

(指定道路の配置及び隅切り)

- 第5 指定道路は、その機能が有効に発揮されるよう設計されていなければならないも のとする。
- 2 指定道路が他の道路若しくは他の指定道路と同一平面で交差若しくは接続又は屈曲をする個所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)
 には、隅切りを設けなければならないものとする。
- 3 隅切りについては、次に示す事項を基本とし、計画するものとする。
 - ア. 平面交差部・曲がり角部においては、歩行者・自転車・自動車等の安全かつ円滑 な通行を確保する為、両側に隅切りを設けること。
 - イ. 隅切り長については、次表に示す値を基準とすること。

道路幅員	5.0 m	6.7 m	10.0m	13.0 m	備考
5.0 m	3.0 m	3.0 m	3.0 m	注)	宅地 道路
6.7 m	3.0 m	4.5 m	4.5 m	4.5 m	宅地 道路 隅切りは、二等辺三角形とする。
10.0m	3.0 m	4.5 m	6.0m	6.0 m	
13.0 m	注)	4.5 m	6.0m	10.0m	

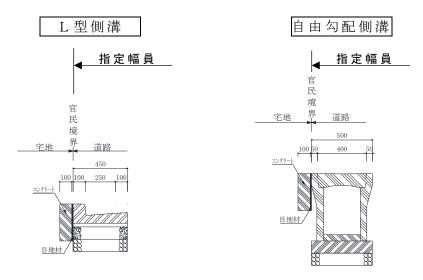
- ※ ・注)又は上記以外については、道路管理者と協議し決定すること。
 - ・事業用地の確保等において、やむを得ず上表の隅切り長を確保できない場合は、 交通安全対策等を検討し、道路管理者と協議を行い承認を得ること。
 - ・上記隅切り長により隅切り部分が2m未満となる場合は2m以上確保すること。
- 4 前項の場合において交差、接続又は屈曲により生じる内角がやむを得ず直角と著し く相違する場合その他特別の理由のある場合には、通行の安全上支障のないように 個々の交差ごとに決定するものとする。

(指定道路の構造)

- 第6 指定道路の縦断勾配は、9%以下でなければならないものとする。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合には、小区間に限り12%以下とすることができる。なお、縦断勾配が9%を超える指定道路には、コンクリート又はアスファルト舗装のうえ、すべり止めの処置を施さなければならない。
- 2 指定道路は、十分締固めし、砂利敷その他ぬかるみとなるおそれのないものとする 等、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、かつ、適当な値の横断勾配が 附されていなければならないものとする。
- 3 指定道路の構造は、「羽曳野市開発指導要綱運用基準」を基本とし、本市道路担当 課及び排水施設担当課等と十分協議し、決定すること。

(指定道路の幅員)

第7 指定道路の幅員は、次の図によるものとし、幅員の最小は5mを確保するものと する。



(指定道路の附属物等)

- 第8 指定道路には、通行の安全を確保するために必要と認められるときは、防護柵を 設置する等適切な措置を講じなければならないものとする。
- 2 指定道路は、階段状でないものとする。ただし、周囲の状況により避難及び通行の 安全上支障がないと認めた場合は、この限りではない。
- 3 前項ただし書きの規定によりやむを得ず階段状道路とする場合は、次に掲げる事項 を満たす構造としなければならないものとする。
 - (1) 階段及び踊り場の幅は、道路の幅員と同一にすること。
 - (2) けあげの寸法は、15cm以下、路面の寸法は、30cm以上とすること。
 - (3) 高さ4mを超えるものにあっては、高さ4m以内ごとに踏面の寸法が1.2m 以上の踊り場を設けること。

(排水施設の末端)

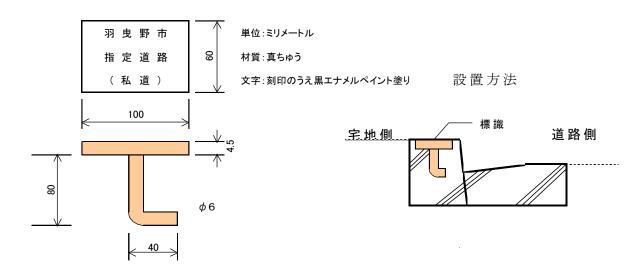
第9 側溝及び下水管等の排水施設については、周辺の状況から判断して周辺に溢水の 起こらない措置を講じなければならないものとする。

(指定道路内の突起物)

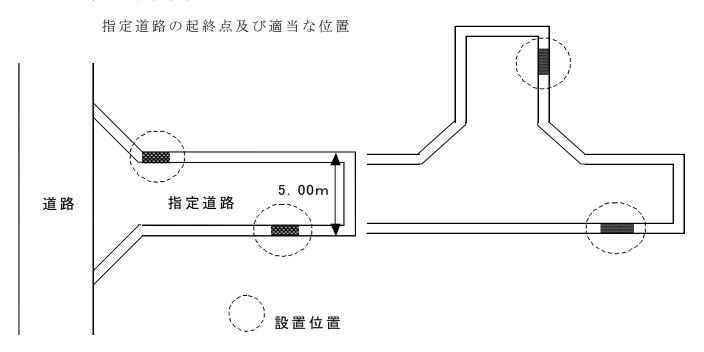
第10 指定道路内に突出した建築物等がある場合には、当該建築物等を除去しない限 り道路の位置の指定は行わないものとする。

(標識の設置)

- 第11 羽曳野市建築基準法施行条例(平成15年羽曳野市条例第34号)第4条に規定する標識は、次の図に示すものとし、指定道路の起終点及び適当な位置に設置するものとする。
 - (ア) 標識の形状、寸法、材質



(イ) 標識の設置位置



(指定道路等の寄附)

第12 道路の位置の指定を受けようとするものは、本市の道路管理者等と協議の上、 指定道路及び附属施設等を寄附することができるものとする。

附則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年10月1日から施行する。